

平成 27 年 9 月 3 日
技会事務局総務課（検討室）

調達合理化の推進に伴う中期目標等の変更について （農研機構、生物研、農環研、JIRCAS）

1 変更理由

独立行政法人における調達の合理化については、これまで「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）」等に基づき取組を進めてきたところである。

今般、「独立行政法人における調達等合理化の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日）の総務大臣決定がなされたため、各法人において、同決定に沿った調達等合理化を推進するために、中期目標と中期計画の変更を行う。

なお、原則として、すべての独立行政法人が同趣旨の変更を行う予定。

2 変更内容

（1）中期目標

「業務運営の効率化に関する事項」として、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえた取組を着実に実施する旨を記載。

（2）中期計画（注）

「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」として、「独立行政法人の調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する旨を記載。

（注）中期計画については、中期目標変更後、各法人から変更の認可申請を行う。

3 調達合理化の取り組み内容の変更

今回の中期目標等の変更に関連し、各法人の調達合理化の取組内容は、数値目標を定め、「競争性のない随意契約」、「一者応札・応募」を減らすという全法人共通の取組から、各法人が自律的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする仕組みに変更される。具体的には次のとおり。

（1）従来 of 仕組み

法人ごとに「随意契約見直し計画」を策定。「随意契約見直し計画」は、平成 20 年に行った契約実績を基に、「競争性のない随意契約案件」、「一者応札・応募」について、数値目標（随意契約の契約数、契約金額）を設定したもので、当該計画と各年度の契約実績を比較し、達成状況を毎年 8 月頃に公表。

（2）今後の仕組み

① 調達等合理化計画の策定

各法人は、毎年度「調達等合理化計画」を策定し主務大臣に報告。「調達等合理化計画」では、調達合理化の取組において改善の余地があると認められる分野など「重点的に取り組む分野」を選定のうえ、適切な評価指標を設定するほか、「調達に関するガバナンスの徹底」等についても取組内容を明記。

② 調達等合理化計画の自己評価

各法人は、年度終了後、自己評価を実施し、主務大臣に報告。主務大臣は各法人の自己評価結果を参考にしつつ評価を行い、必要に応じ指摘及び助言。

③ 調達等合理化計画の推進体制の整備

各法人は監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員を設置。契約監視委員は、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行うとともに、法人の長が定める基準に従い、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表。

(3) 各法人の平成 27 年度「調達合理化計画」での新たな取組の例

技会所管の 4 法人においては、引き続き、「競争性のない随意契約」に関するチェック、一者応札・応募の改善を進める他に、以下の事例のような取組を行う。

- ・ 研究開発用に係る物品及び役務の調達について、随意契約によることができる具体的要件を契約実施規則において明確にし、調達事務の合理化及び早期調達を推進する。(農研機構、生物研、農環研、JIRCAS の 4 法人)
- ・ 一般的な物品及び役務の一括調達や共同調達については、つくば地区の法人で既に取り組んでいる一括調達の品目（パソコン、コピー用紙、トイレットペーパー等）を拡大し、調達手続きに要する時間の短縮、調達金額の節減を図る。(4 法人)
- ・ 不適切経理の再発防止、法令順守、内部統制について、職員を対象にした各種研修を行う。(4 法人)
- ・ つくば地区の 8 研究所等がそれぞれに行っている調達業務については、平成 28 年 4 月に「つくば管理センター調達チーム（仮称）」の設置に向けた検討を進め、組織規定、会計規定等の改正を行い、一括調達、共同調達が可能な物品及び役務の調達を一元的に実施する。(農研機構)

【参考】

中期計画（中期目標変更後、各法人が認可申請）

変 更 案	現 行
（略） 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 経費の節減 （2）契約の見直し ① 「独立行政法人の調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効率的な調達を実現する観点から調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。 ② 経費削減の観点から、他の独立行政法人の事例等をも参考にしつつ、複数年契約の活用など契約方法の見直し等を行う。 ③ 密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。 （略）	（略） 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 経費の節減 （2）契約の見直し ① 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）等を踏まえた随意契約等見直し計画に基づき、競争性のない随意契約を徹底して見直すとともに、一般競争入札等においては、一者応札・応募の改善等に取り組む。 ② 経費削減の観点から、他の独立行政法人の事例等をも参考にしつつ、複数年契約の活用など契約方法の見直し等を行う。 ③ 密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。 （略）

（注）上記については国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、すべてに共通。